

普通保険約款

株式会社あそしあ少額短期保険

株式会社 Emyii 少額短期保険

新テナント総合保険

用語の定義

普通保険約款に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のあるときはそれを優先します。

	用語	定義
お	汚損	財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
か	家財	建物内（注1）に収容される生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
	貸主	借用施設を賃貸する者をいい、転貸人を含みます。
	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
	給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。常設されておらずその都度排水の用に供する排水ホースの類、洗濯機本体、エアコン（ドレン管を含みます。）等は給排水設備には含みません。
	告知事項	危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事実を含みます。）をいいます。
さ	再調達価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再調達するために必要な金額をいいます。
	財物	財産的価値のある有体物（注2）をいいます。
	時価額	損害が発生した時の発生した場所におけるその保険の対象となる物の価額をいいます。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
	失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
	借用施設	事業の用に供される建物または戸室をいい、保管場所が指定されている場所（指定された自転車置き場等）を含み、共用部分（注3）および居住の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。

	修理費用	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態（注4）に復旧するために必要な修理費用をいいます。このとき、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費用が補修による修理費用を超えると認めるときは、その部分品の修理費用は補修による修理費用とします。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副材料をいいます。
	初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払のときの一時払保険料を含みます。
	書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
	水災	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等をいいます。
	雪災	豪雪、なだれ等の災害をいい、融雪こう水を除きます。
	設備・什器等	設備、装置、機械、家具、工具、什器または備品をいいます。ただし屋外設置装置は含みません。
	損壊	滅失（注5）、破損（注6）または汚損をいいます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがあるときを除きます。
	損害	事故や災害により受ける金銭上の不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって保険の対象となる物に生じた損害を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
	同居	同一家屋（注7）に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養家族の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住しているときも、同居しているものとして取り扱います。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
	ひょう災	ひょう（積乱雲から降る大粒の氷）によって生じた事故をいいます。

	風災	台風、せん風、暴風、暴風雨等の災害をいい、こう水、高潮等を除きます。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険金	この保険契約で対象となる事故により損害が生じた場合に、当社が被保険者に払う金銭のことをいいます。
	保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当社の定める書類をいいます。
	保険期間	保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載された保険期間をいいます。
	保険金額	保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載された保険金額をいいます。
ま	未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
	無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
や	床上浸水	畳等が敷かれた起居に必要な床（注8）を超える浸水をいいます。
	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(注1) 建物内には軒下を含みます。

(注2) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。

(注3) ベランダを除きます。

(注4) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。

(注5) 滅失とは、財物はその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。

(注6) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(注7) 建物の主要構造物のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。

(注8) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

第1章 テナント条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、下表の「補償の内容」欄に記載している偶然の事故によって保険の対象について生じた(2)に規定する損害に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発
風災、ひょう災または雪災	④ 風災、ひょう災または雪災
水災	⑤ 水災
漏水事故	⑥ 漏水事故
騒じょう	⑦ 騒じょう
物体の落下事故	⑧ 物体の落下事故
盗難	⑨ 盗難

- (2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

	事故の種類	損害の説明
①	火災	火災によって保険の対象について生じた損害
②	落雷	落雷によって保険の対象に生じた損害
③	破裂または爆発	破裂または爆発によって保険の対象に生じた損害
④	風災、ひょう災または雪災	風災、ひょう災または雪災によって保険の対象が損害を受け、再調達価額で算定したその損害の額が20万円以上に該当するとき
⑤	水災	水災による損害によって、借用施設が床上浸水または地面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象について生じた損害
⑥	漏水事故	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害。ただし、次の事由による損害を除きます。 (ア) 風災、ひょう災または雪災 (イ) 水災
⑦	騒じょう	騒じょうおよびこれに類似の集団行動（注）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害

⑧	物体の落下事故	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害。ただし、次の事由による損害を除きます。 (ア) 雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類するものの落下または飛来による事故 (イ) 土砂崩れによる事故 (ウ) 風災、ひょう災または雪災 (エ) 水災
⑨	盗難	盗難によって保険の対象となる物に生じた盗取、損傷または汚損の損害

(注) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であつて、暴動に至らないものをいいます。

- (3) 当社は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の借用施設内における業務用通貨または業務用預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、損害保険金を支払います。ただし、業務用通貨の盗難による損害については次の①、業務用預貯金証書の盗難による損害については次の①から③までに掲げる事実があったことを条件とします。

①	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたこと
②	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
③	盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

- (4) 当社は、第6条（支払保険金の計算）（5）から（9）までに規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払い、または費用を負担します。

①	臨時費用保険金
②	残存物取片づけ費用保険金
③	失火見舞費用保険金
④	修理費用保険金
⑤	損害防止費用

- (5) 当社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する下表のいずれかに該当する事故により、借用施設が滅失、損傷もしくは汚損した場合において、被保険者が借用施設について、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、借家人賠償責任保険金をお支払いします。

①	火災
②	破裂または爆発
③	給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ

- (6) 当社は、被保険者が次の各号に掲げる事故により他人の身体の障害（注）または財物が損壊し

た場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、施設賠償責任保険金をお支払いします。

①	被保険者による借用施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	借用施設の用法に伴う業務の遂行に起因する偶然な事故

(注) 障害に起因する死亡を含みます。

第2条（保険の対象）

- (1) この普通保険約款において、保険の対象とは、日本国内に所在する保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の借用施設に収容され、かつ被保険者が業務用として所有する設備、装置、什器・備品とします。なお、被保険者が保険証券記載の借用施設において所有する業務用の畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備は、保険の対象となる物に含まれます。
- (2) 下表については、保険の対象に含みません。

①	自動車（注1）
②	船舶（注2）
③	航空機
④	通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの。ただし、第1章第1条（この条項の補償内容）（3）に該当する業務用通貨または業務用預貯金証書についての盗難による損害については、保険の対象となる物に含まれます。
⑤	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
⑥	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
⑦	家財
⑧	看板、自動販売機等の屋外に独立して設置された設備・什器等
⑨	商品・製品等
⑩	テープ、カード、ディスク、ドラムその他のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
⑪	動物、植物その他の生物

(注1) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。

(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを除きます。

第3条（保険金の合計支払限度額）

この保険契約の規定により当会社の支払うべき保険金の総額は、1回の事故につき保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載の金額を限度とします。

第4条（被保険者）

- (1) この普通保険約款における被保険者は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の被保険者をいいます。
- (2) 被保険者が死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、被保険者の変更を請求することができます。ただし、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（注）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④	次のいずれかに該当する事由 (ア) ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 (イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の①から③までの事由による延焼または拡大

(注) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、修理費用保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（注1）の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、その者が受け取るべき金額については除きます。
③	保険の対象となる物（注2）の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金をお支払いします。
④	差し押さえ、徴発、没収、破壊等国または公共機関の公権力によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、保険金をお支払いします。
⑤	保険の対象となる物に加工（注3）をほどこした場合、加工着手後に生じた損害
⑥	保険の対象となる物に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は、保険金をお支払いします。

⑦	偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象となる物の電氣的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が発生した場合は、保険金をお支払いします。
⑧	詐欺または横領にかかったことによって生じた損害
⑨	保険の対象となる物の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑩	第1条（この条項の補償内容）（2）①から⑧までの事故の際における保険の対象となる物の紛失または盗難
⑪	第1条（この条項の補償内容）（2）⑨の場合において保険の対象となる物が借用施設の外にある間に生じた盗難
⑫	保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触によって生じた損害

（注1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 修理費用保険金については借用施設をいいます。

（注3） 加工には、修理を除きます。

- （3） 当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害については、第1条（この条項の補償内容）（5）に基づく借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注）の故意によって生じた損害賠償責任
②	被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害賠償責任
③	被保険者と借用施設の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
④	被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の損壊に起因する損害賠償責任
⑤	借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力を持って行った仕事による場合については、保険金をお支払いします。

（注） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （4） 当社は、直接であると間接であるとを問わず、下表のいずれかに該当する損害に対しては、第1条（この条項の補償内容）（6）に基づく施設賠償責任保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意によって生じた損害賠償責任
②	被保険者と第三者との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
③	被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

④	被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
⑤	被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
⑥	排水または排気に起因する損害賠償責任
⑦	被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の次に掲げる職務遂行上の過失に起因する損害賠償責任 (ア) 人または動物に対する診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検案 (イ) 医療品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示
⑧	弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的職業行為に起因する損害賠償責任
⑨	借用施設の修理、改造または取り壊し等の工事に起因する損害
⑩	航空機、昇降機、自動車または借用施設外における船、車両（注2）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
⑪	屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害
⑫	被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害
⑬	仕事の完成（注3）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害（注4）

（注1） 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 施設外における船、車両は、原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

（注3） 仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをいいます。

（注4） 被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害は除きます。

第6条（支払保険金の計算）

- （1） 第1条（この条項の補償内容）（2）①から④までおよび⑥から⑧までの損害保険金として当社が支払うべき損害の額は、1回の事故につき保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の保険金額を限度として、それぞれの保険の対象となる物の再調達価額をお支払いします。
- （2） 第1条（この条項の補償内容）（2）⑤の損害保険金として当社が支払うべき損害の額は、1回の事故につき、保険金額の5%に相当する額をお支払いします。
- （3） 第1条（この条項の補償内容）（2）⑨によって損害が生じた場合において、1回の事故につき、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の保険金額を限度として、再調達価額により算出した実際の損害額をお支払いします。ただし、貴金属・宝石等は、1個または1組ごとに30万円を限度とします。
- （4） 当社は、第1条（この条項の補償内容）（3）の損害保険金として支払うべき損害の額について、以下の規定に従って算出します。
 - ① 第1条（この条項の補償内容）（3）の業務用の通貨等の盗難の場合には、当社は、1回の

事故につき30万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。

② 第1条（この条項の補償内容）（3）の業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき300万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。

（5）当社は、第1条（この条項の補償内容）（2）①から④までおよび⑥から⑧までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

（6）当社は、第1条（この条項の補償内容）（2）①から④までおよび⑥から⑧までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（注）に対して、残存物取片づけ費用（注）の額を残存物取片づけ費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき損害保険金の10%に相当する金額を上限とします。

（注）取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

（7）当社は、第1条（この条項の補償内容）（2）①または③の損害保険金が支払われる場合において、下表の事故によって下表の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金の費用に対して、損害が生じた世帯または法人の数に1被災世帯あたりの支払額として20万円を乗じた額を失火見舞費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額の20%に相当する金額を限度とします。

事故	保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の借用施設から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（注1）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注2）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
損害	第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分の滅失（注3）、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

（注1）他人のためにする保険契約の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

（注2）区分所有建物の共有部分を含みます。

（注3）物がその物としての物理的存在を失うことをいい、一部破損や紛失は含みません。

（8）当社は、第1条（この条項の補償内容）（2）①から④までおよび⑥から⑨までに該当する事故により、被保険者が借用する借用施設に損害が生じた場合（注）において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき保険金額の10%に相当する金額を限度とします。

（注）ただし、火災、破裂または爆発もしくは給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れによる損害に対し、被保険者が借用施設の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

（9）当社は、第1条（この条項の補償内容）（2）①から③までの事故が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表の費用に対して、損害防止費用を負担します。この場合において、当社は、損害防止費用と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担

します。

①	消火活動のために費消した消火薬剤等の再調達費用
②	消火活動に使用したことにより損傷した物（注1）の修理費用または再調達費用
③	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（注2）

（注1）消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

（注2）消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

- (10) 当社が支払うべき第1条（この条項の補償内容）（5）の借家人賠償責任保険金の範囲は下表に定めるものに限りします。

①	被保険者が借用施設の貸主に支払うべき損害賠償金。この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、この価額をこれから差し引くものとします。
②	事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用
③	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために要した費用
④	被保険者が第2章第3節第15条（事故発生時または損害発生時の義務）の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑤	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面より当会社の同意を得て支出した費用

- (11) 当社が1回の事故につき支払うべき第1条（この条項の補償内容）（5）の借家人賠償責任保険金についての総額は、下表①から③までの金額の合計額とします。ただし、①および②の金額を合計して保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の借家人賠償責任保険金額を限度とします。

①	(10) ①に規定する損害賠償金の額が保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額
②	(10) ②および③に規定する費用についてはその全額
③	(10) ④および⑤に規定する費用についてはその全額（注）

（注）(10) ④の費用については、第2章第3節第16条（事故発生時または損害発生時の義務違反）に規定する損害防止費用の費用をお支払した場合には、お支払いしません。

- (12) 当社が支払うべき第1条（この条項の補償内容）（6）の施設賠償責任保険金をお支払いする損害の範囲は、次の各号に掲げるものに限りします。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金をお支払いすることによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
---	--

②	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③	第1条（この条項の補償内容）（6）に規定する事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、損害賠償責任がないことが判明したときは、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑤	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第2章第3節第15条（事故発生時または損害発生時の義務）⑥の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用
⑥	第2章第3節第15条（事故発生時または損害発生時の義務）①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑦	損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につき当会社の同意を得た費用

- (13) 当会社が1回の事故につき支払うべき第1条（この条項の補償内容）（6）の施設賠償責任保険金についての総額は、下表①から③までの金額の合計額とします。ただし、①および②の金額を合計して保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の賠償責任保険金額を限度とします。

①	(12) ①に規定する損害賠償金の額が保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額
②	(12) ②から⑤までに規定する費用についてはその全額
③	(12) ⑥および⑦に規定する費用についてはその全額（注）

(注) (12) ⑥の費用については、第2章第3節第16条（事故発生時または損害発生時の義務違反）に規定する損害防止費用の費用をお支払いした場合には、お支払いしません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額または損害防止費用の負担額）

- (1) 第1条（この条項の補償内容）（1）から（3）までの損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、当会社が第1条（この条項の補償内容）の損害保険金として支払う額は、別表1によります。
- (2) 第1条（この条項の補償内容）（4）から（6）までの損害に対して費用保険金、賠償責任保険金または損害防止費用を支払うべき他の保険契約等がある場合において、当会社が費用保険金、賠償責任保険金として支払う額または損害防止費用として負担する額は、別表2によります。

第8条（想定外の事象発生による保険金の削減払）

想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当社が認めたときには、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

第2章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第9条（告知義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約申込書等の記載事項のうち、下表の告知事項について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

①	保険契約者の住所・氏名または名称
②	借用施設の所在地
③	被保険者の氏名または名称
④	借用施設の用途
⑤	借用施設で営む業種
⑥	他の保険契約等（重複保険契約）の有無

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結後、下表のいずれかに該当する事実が発生したときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなったときは、当会社に通知する必要はありません。

①	保険の対象の全部を譲渡すること
②	借用施設の用途または業種を変更すること
③	保険の対象の全部を他の場所に移転すること
④	①から③までのほか、告知事項（注1）の内容に変更を生じさせる事実（注2）が発生すること

(注1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。

(注2) 告知事項（注1）のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) 当社は、(1)の通知を受けたときには、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

- (1) 保険契約者が保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に書面等によって通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当社の知った最後の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消または解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第12条（保険金支払後の保険金額）

当社が保険金をお支払いした場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第13条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取消することができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することを求めることができます。
- (3) 当社は、(1) または (2) の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第2節 保険料の払込み

第14条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約締結の際に定めた金額に従い、①から③までの払込期日までに払い込まなければなりません。

	払込方式	払込期日
①	代理店への直接払込方式	この保険契約の始期日まで
②	送金払込方式	この保険契約の始期日まで
③	料金収納代行サービス方式	この保険契約の始期日まで

- (2) 払込期日までに保険料の払込みがない場合（(1) ③の払込方式に限ります。）には、保険契約者は保険始期の属する月の翌月末日までに保険料を払い込まなければなりません。
- (3) (2) の期間内に保険料が払い込まれない場合には、保険契約は成立しなかったものとします。

第3節 事故発生時等の手続き

第15条（事故発生時または損害発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること
②	事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること

③	事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること (ア) 事故の状況 (イ) 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 (ウ) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④	他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容（注1）について、遅滞なく、当会社に通知すること
⑤	訴訟の通知	損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること
⑥	請求権の保全等	他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること
⑦	盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察署に届け出ること
⑧	修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨	調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること（注3）

（注1）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みません。

（注2）損害賠償の請求には、共同不法行為の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注3）保険の対象について損害が生じた場合、当社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第16条（事故発生時または損害発生時の義務違反）

（1）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第15条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の中欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

①	第15条の表の①	損害の発生または拡大を防止できたと認められる損害の額
②	第15条の表の②から⑤まで または同表の⑦から⑨まで	第15条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までのいずれか、もしくは複数の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③	第15条の表の⑥	他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

(注) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第15条（事故発生時または損害発生時の義務）の表の③、同表の⑦または同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をした場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第4節 保険金請求手続

第18条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の保険金請求権は、下表に規定する時から発生するものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
--

- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類（注1）
- ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 第21条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が第21条（指定代理請求人）（1）の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

(ア)	所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
(イ)	盗難による損害の場合は、所轄警察署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が第19条（保険金の支払）（1）に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積額（注2）および被害が生じた物の写真（注3）をいいます。

(注2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 画像データを含みます。

- (3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)で規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をした場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条 (保険金の支払)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が第18条(保険金の請求)(2)の手続きを完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

- (2) (1)に規定する確認をするため、下表の中欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて下表の右欄の日数(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(注2)	180日

(注1) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確

認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- （４）当社は、（１）または（２）に規定した保険金支払期日を超えて保険金を支払う場合は、法定利率を日割り計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。
- （５）保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 20 条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

- （１）この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が 2 名以上である場合は、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できるものを代理するものとします。
- （２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第 21 条（指定代理請求人）

- （１）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当社に申し出て、当社の承認を得るものとします。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- （２）（１）の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

第 5 節 保険契約の取消、無効、失効または解除

第 22 条（保険契約の取消）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第 23 条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていった事実があった場合は、この保険契約は無効とします。

第24条（保険契約の失効）

保険契約締結後、下表のいずれかの事実があったときは、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

①	保険の対象となる物の全部が滅失した場合
②	保険契約者または被保険者が破産、解散または廃業するなどにより借用施設における業務を閉鎖した場合

第25条（告知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 当社は、第1節第9条（告知義務）の告知の際に、告知事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

- (2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合（注）
③	保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、書面等によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当社に告知していたとしても当社が保険契約締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または初年度の保険契約締結の時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (3) (1)の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第26条（通知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 当社は、第1節第10条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増

加（注）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条（１）に規定する通知をしなかったときは、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

（注）損害の発生の可能性が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいい、具体的には、借用施設の用途または業種の変更により、次のいずれかに該当する場合を指します。

- ① 当会社の定める業種による引受区分が変更となり、保険料の増額が必要な場合
- ② 当会社の定める引受対象外業種に該当し、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合

（２）（１）の規定は、当社が（１）の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合、または（１）に規定する危険増加が生じた時から 5 年を経過した場合には適用しません。

（３）（１）の規定による解除が、損害が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

（４）（３）の規定は、（１）に規定する危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

（５）当社は、（１）に規定する危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

（６）（５）の規定による解除が、損害が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加が生じた時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

第 27 条（重大事由による保険契約の解除）

（１）当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者（注1）が当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたこと（注2）
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者（注3）に詐欺の行為があったこと（注2）

③	<p>保険契約者が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア. 反社会的勢力（注4）に該当すると認められること</p> <p>イ. 反社会的勢力（注4）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること</p> <p>ウ. 反社会的勢力（注4）を不当に利用していると認められること</p> <p>エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注4）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>オ. その他反社会的勢力（注4）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p>
④	<p>①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</p>

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 未遂の場合を含みます。

(注3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、この保険契約のうちその被保険者に係る部分を、保険契約者に対する書面による通知をもって解除することができます。

(3) （1）または（2）の規定による解除が、損害が発生した後になされた場合であっても、（1）①から④までの事由または（2）の解除原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

①	（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第28条（保険契約者による保険契約の解約）

(1) 保険契約者は、当社に対する書面等による通知をもって保険契約を解約することができます。

(2) (1) の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第29条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6節 保険料の返還、追加または変更

第30条（保険料の返還）

- (1) 第5節第22条（保険契約の取消）に規定する保険契約の取消しの場合、当社は、保険料は返還しません。
- (2) 第5節第23条（保険契約の無効）に規定する保険契約の無効の場合、当社は、保険料は返還しません。
- (3) 第5節第24条（保険契約の失効）に規定する保険契約の失効の場合、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した未経過保険料を返還します。
- (4) 保険期間が1年を超える保険契約の無効または失効のときには、当社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、(2)および(3)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。
- (5) 第5節第25条（告知義務違反による保険契約の解除）から第27条（重大事由による保険契約の解除）までのいずれかの規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表3に掲げる解約係数によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (6) 第5節第28条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し、別表3に掲げる解約係数によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (7) 保険期間が1年を超える保険契約の解除または解約のときには、解除または解約のあった日の属する契約年度に対する保険料については、(5)および(6)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第31条（保険料の返還または請求—告知・通知事項の承認の場合）

- (1) 第5節第25条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 第1節第10条（通知義務）の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、中途更改（この保険契約を解約し、その解約と同時に新たな保険契約を締結することをいいます。）の取扱いとします。この場合、新たな保険契約については保険料の払込みを必要とするものとし、変更前の保険契約に対しては、当社は未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) (1) または (2) による当社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、当該保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、支払うべき保険金の額から当該保険料に相当する額を差し引いて保険金を支払うものとし、

第32条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- (1) 第1節第13条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第1節第13条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料を、未経過期間について日割をもって計算し、これを返還します。

第33条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額）

- (1) 当社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めるときには、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) (1) の規定により保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、保険契約者にすみやかにその旨を通知します。
- (3) (2) の通知を受けた保険契約者は、次のいずれかの方法を指定することを要します。

①	当社の通知した内容で保険契約内容を変更する方法
②	保険契約を解約する方法

- (4) (3) の指定がなされないまま変更日が到来したときは、保険契約者より (3) ①の方法が指定されたものとみなします。
- (5) (1) で保険料が増額となるときは、保険契約者は当社の定める日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- (6) 本条の規定により保険契約を解約するときには、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第7節 保険契約の更新

第34条（保険契約の更新）

- (1) 当社は、保険期間満了日の2か月前までに、保険契約者に対し更新契約（注）の内容を通知するものとします。

（注）この節の規定により更新する更新後の保険契約をいいます。以下この節において同じ。

- (2) 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨の申し出がない場合は、保険契約は（1）の更新契約の内容により更新されるものとします。
- (3) 保険契約者は、更新保険料払込期日（注）までに更新契約の保険料を払い込まなければなりません。

（注）更新保険料払込期日は、更新前契約の保険期間満了日とします。

- (4) 更新保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は更新契約の保険始期の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料を払い込まなければなりません。
- (5) (4) の期間内に更新契約の保険料が払い込まれない場合には、(2) の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。

- (6) 更新契約の保険始期から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当社は、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。
- (7) 保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当社は保険契約更新証を発行・交付します。
- (8) (2) の保険契約の更新の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券または保険契約証と保険契約更新証をもってこれに代えることができます。
- (9) (1) および (2) の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社の定めるところにより保険契約の更新を引受けないことがあります。この場合、更新しない旨を、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者へ通知します。
 - ① 第5節第27条（重大事由による保険契約の解除）（1）に規定する事由に準ずる事由があると認められる場合
 - ② 当社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
 - ③ 当社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更をおこなった等の事情により、更新前と同一の内容で引受けができない場合
 - ④ 当社が、保険契約者または被保険者または当該借用施設に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合
 - ⑤ 前各号に規定する他、当社が特別な事情により保険契約を維持することが適切でないとする場合

第35条（更新契約に適用される制度、料率等）

当社が、制度、料率等（注）を改定した場合には、更新契約に対しては、更新契約の保険期間の初日における制度、料率等が適用されるものとします。

（注）制度、料率等とは、普通保険約款、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第36条（更新時の保険料の増額または保険金額の減額等）

- (1) 当社は、この保険における保険金の支払額（注）がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときには、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

（注）すでに支払事由が発生した場合の見込み額を含みます。

- (2) (1) の規定により保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、更新される保険契約の保険契約者に対し保険期間満了日の1か月前までにその旨を通知します。
- (3) (2) の通知を受けた保険契約者は、次のいずれかの方法を指定することを要します。

①	当社の通知した内容で保険契約を更新する方法
②	保険契約を満了する方法

- (4) (3) の指定がなされないまま更新日が到来したときは、保険契約者より (3) ①の方法が指定されたものとみなします。

- (5) 第34条（保険契約の更新）および（1）から（4）までの規定にかかわらず、保険金の支払状況等によりこの保険が不採算となり保険契約の引受が困難になったときには、保険契約の更新を引き受けないことがあります。この場合、保険期間満了日の2か月前までにその旨を通知します。

第8節 その他事項

第37条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険契約証、保険証券または保険契約更新証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。ただし、第2節第14条（保険料の払込方法等）(1)③の料金収納代行サービス方式により保険料が払い込まれる保険契約に限り、保険始期から保険料が払い込まれるまでの期間（同条(2)の期日内に限り）に発生した保険事故についても、当会社は、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。また、更新契約については第7節第34条（保険契約の更新）(6)が適用され、本条項の限りではありません。

第38条（評価人および裁定人）

- (1) 再調達価額または損害の額の程度について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定します。
- (2) 当事者は、自己の選定した評価人の費用（注1）を各自負担し、その他の費用（注2）については、半額ずつ負担します。
- （注1）報酬を含みます。
- （注2）裁定人に対する報酬を含みます。

第39条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全部を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使な

らびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第40条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
 - (2) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第1章第6条（支払保険金の計算）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
 - (3) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の再調達価額に対する割合によって、当社に移転します。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- （注）支払を受けた損害保険金に相当する額とは、第1章第6条（支払保険金の計算）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第41条（保険証券等の不発行の特則）

当社は、この保険では原則として保険証券の発行は行わず、保険契約者からの申出があった場合に限り、保険証券の発行を行うこととする。保険証券を発行しない場合は、この保険契約の内容として提供した保険契約証を、保険証券の記載事項とし、この保険契約の普通保険約款の規定を適用します。

第42条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （注）第1章第6条（支払保険金の計算）(10) ①および(12) ①の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
---	--

- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

第43条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、第42条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第44条（破産）

- (1) 当社が破産手続開始の決定を受けた場合は、保険契約者は保険契約を解除することができません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による保険契約の解除をしなかった場合は、この保険契約は、破産手続開始の決定の日から3か月を経過した日に失効します。

第45条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当金はありません。

第46条（時効）

- (1) 保険金を請求する権利は、第2章第4節第18条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (2) 保険料の返還を請求する権利は、事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第47条（用語の適用等）

- (1) この基本条項に規定されていない用語については、普通保険約款の他の条項における規定を準用します。
- (2) この基本条項において保険契約の締結には、更新（注）を含むものとします。
- （注）更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款および特約条項に基づき、同一の条件・期間での保険契約（第7節第35条（更新契約に適用される制度、料率等）の規定が適用される場合にあつては、同条の制度、料率等が適用された条件・期間での保険契約）を引き続き継続することであつて、同節第34条（保険契約の

更新)の規定を適用するものをいいます。ただし、同節第36条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額等)(1)から(4)までの規定が適用される場合にあつては、異なる条件・期間で保険契約を引き続き継続することを含みます。

第48条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第49条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表1) 他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額 (第1章第7条(1)関係)

(1) 他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額

支払責任額の合計額	他の保険契約による保険金の支払いの有無	他の保険契約の支払基準	保険金の額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超えない場合	—	—	この保険契約の支払責任額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超える場合	無し	①再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がある保険契約のみの場合	この保険契約の支払責任額
		②再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約がある場合	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">次条(2)の支払限度額</div> <div style="margin: 0 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき保険金の額</div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">保険金の額</div> </div> <p>ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。</p>

	有り	<p>①再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がある保険契約のみの場合</p>	$\boxed{\text{次条(2)の支払限度}} - \boxed{\text{他の保険契約から支払われた保険金の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$ <p>ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。</p>
		<p>②再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約がある場合</p>	$\boxed{\text{次条(2)の支払限度}} - \boxed{\text{他の保険契約から支払われた保険金の合計額}} - \boxed{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき保険金の額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$ <p>ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。</p>

(2) 他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払限度額

支払事由		他の保険契約等がある場合の支払限度額
第1条（この条項の補償内容）	⑦漏水事故	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険の対象となる物の再調達価額によって定めた損害の額を限度とする。
①火災	⑧騒じょう	
②落雷	⑨物体の落下事故	
③破裂または爆発		
④風災・ひょう災または雪災		
⑤水災		他の保険契約等で支払われる当該保険金の額と合算して 100 万円(注)
⑥盗難	業務用通貨	他の保険契約等で支払われる当該保険金の額と合算して 30 万円(注)
	業務用預貯金証書	他の保険契約等で支払われる当該保険金の額と合算して 300 万円(注)
	上記以外の物	他の保険契約等で支払われる当該保険金の額と合算して、実際の損害額。ただし、貴金属・宝石等については 1 個または 1 組ごとに 30 万円を限度とする。

(注) 他の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とする。

(別表2) 他の保険契約等がある場合の賠償責任保険金・費用保険金の支払額または損害防止費用の負担額 (第1章第7条(2)関係)

(1) 他の保険契約等がある場合の賠償責任保険金・費用保険金の支払額または損害防止費用の負担額

支払責任額の合計額	他の保険契約による保険金の支払いの有無	保険金の額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超えない場合	—	この保険契約の支払責任額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超える場合	無し	<p style="text-align: center;">この保険契約の支払責任額</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">次条(2)の支払限度額</div> — <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">他の保険契約から支払われた保険金の合計額</div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">賠償責任保険金、費用保険金または損害防止費用の額</div> </div> <p style="text-align: center;">ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。</p>
	有り	

(2) 他の保険契約等がある場合の賠償責任保険金・費用保険金の支払限度額または損害防止費用の負担限度額

保険金または費用の種類	他の保険契約等がある場合の支払限度額または負担限度額
第1条（この条項の補償内容）（5）（6）	他の保険契約等で支払われる当該保険金の額と合算して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害の額
第1条（この条項の補償内容）（4）①	他の保険契約等で支払われる当該費用保険金の額と合算して、300万円（注）
第1条（この条項の補償内容）（4）②	他の保険契約等で支払われる当該費用保険金の額と合算して、損害を受けた保険の対象となる物の残存物の取片づけに必要な費用の額
第1条（この条項の補償内容）（4）③	他の保険契約等で支払われる当該費用保険金の額と合算して、20万円（注）に被災世帯の数を乗じた額
第1条（この条項の補償内容）（4）④	他の保険契約等で支払われる当該費用保険金の額と合算して、貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で修理した修理費用の額
第1条（この条項の補償内容）（4）⑤	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる当該費用の額と合算して、損害の発生および拡大の防止に要した費用の額

（注）他の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とする。

(別表 3) 解約係数表

既経過月数	解約係数
1 か月	0.36
2 か月	0.42
3 か月	0.47
4 か月	0.53
5 か月	0.59
6 か月	0.65
7 か月	0.71
8 か月	0.77
9 か月	0.82
10 か月	0.88
11 か月	0.94
1 年	1.00

(注) 1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

口座振替に関する特約

第1条（適用条件）

この特約は、保険契約（更新契約を含みます。）締結の際に、保険契約者が保険料を口座振替により払い込むことを当会社に申し出た場合で、次に定める全ての条件を満たしているときに適用されるものとします。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が提携金融機関に設定されていること
- ② 当社が定める口座振替依頼手続が、保険契約の始期日までになされていること

第2条（保険料の払込方法）

- (1) この特約により保険契約者は、払込期日に、指定口座から当会社の指定口座へ振り替えることによって保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により保険料を払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款第2章第8節第37条（保険責任の始期および終期）（2）の規定は適用しません。
- (5) 払込期日の属する月の翌月末日までに保険料が払い込まれなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当社が認める場合には、（4）および第5条（保険料不払の場合）における「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて適用するものとします。

第3条（保険料領収証の交付）

当社は、保険契約者から本特約に基づき保険料を受領した場合には、保険契約者から別途請求があった場合を除き、当社所定の領収証を交付しません。

第4条（保険料払込前の保険金支払）

保険料が払い込まれる前に発生した事故について、この保険契約に基づき当社が保険金を支払う場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は未払込保険料を当社に払い込まなければなりません。

第5条（保険料不払の場合）

払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、この保険契約は始期日に遡って成立しなかったものとみなします。

第6条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款お

よびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

複数契約特約

第1条（適用条件）

この特約は、被保険者を同一とする当会社の保険契約が複数ある場合に適用します。

第2条（同一被保険者に関する保険金額および1事故あたりの支払限度額）

- (1) この特約が適用される場合において、被保険者を同一とする複数の保険契約の保険金額の合計額が 1,000万円を超えるときは、保険金額の合計額を 1,000万円とみなします。
- (2) この特約が適用される場合において、1回の事故について、被保険者を同一とする複数の保険契約から被保険者に支払うべき保険金の合計額が 1,000万円を超えるときは、被保険者に支払う保険金の合計額は 1,000万円を限度とします。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

併用の住居部分に収容の家財に関する特約

第1条（保険の対象の範囲）

- (1) 当社は、この特約により、保険契約証記載の建物に併用の住居部分に収容されている被保険者所有の家財を保険の対象とします。
- (2) 当社は、この特約により、生活用通貨または生活用預貯金証書に盗難による損害が生じたときはこれらを保険の対象として取扱います。
- (3) 当社は、この特約により、保険契約証記載の建物に併用の住居部分を損害賠償責任の対象とします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の少額短期保険業者による共同保険契約であって、保険証券記載の少額短期保険業者は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事少額短期保険業者の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事少額短期保険業者として指名した少額短期保険業者は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険契約証等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険契約証に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険契約証記載の少額短期保険業者の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事少額短期保険業者の行為の効果）

この保険契約に関し幹事少額短期保険業者が行った第2条（幹事少額短期保険業者の行う事項）

①から⑩までに掲げる事項は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事少額短期保険業者に対して行った通知その他の行為は、保険契約証記載の全ての少額短期保険業者に対して行われたものとみなします。

第5条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

保証会社払特約

用語の定義

この特約において使用される用語の定義は下表のとおりです。

保証会社	当会社の指定する保証会社等をいいます。
保証委託契約	保証会社が賃料等の賃借人の債務を保証する契約をいいます。
保証会社による立替払	保険契約者が保証会社との間で締結された保証委託契約に基づき、保証会社に対して保険料の立替払いを委託することにより、当会社に保険料を払い込む方法をいいます。

第1条（適用条件）

この特約は、保険契約（更新契約を含みます。）締結の際に、保険契約者が保険料を保証会社を経由して払い込むことを当会社に申し出た場合で、次に定める全ての条件を満たしているときに適用されるものとします。

- ① 保険契約者が保証会社との間で、保険料を含む料金等の保証委託契約を締結していること
- ② 上記の手續が、保険契約の始期日までになされていること

第2条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この特約の適用により、保証委託契約に従って、この保険契約にかかわる保険料を保証会社による立替払の方式により払い込むものとします。
- (2) 当社は、保証会社へ保証会社による立替払が可能であること等の確認をおこなったうえで、当社が保証会社による立替払による保険料の払込みを承認した時（注）に、保険料を領収したものとみなします。

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

- (3) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は（2）の規定は適用しません。

①	当社が、保証会社からその払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が保証委託契約に従い、保証会社に対してその払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料が払い込まれたものとみなして（2）の規定を適用します。
②	保証委託契約に規定する手續が行われない場合

- (4) (3)の表①の、当社が保証会社から保険料相当額を領収できない場合で、かつ保険契約者が保証会社に対して保険料相当額を払い込んでいない場合は、当社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- (5) 当社が保証会社から払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料については、当社が承認しないかぎり、保証会社払の方式による払込みは行わないものとします。
- (6) 保険契約締結時に本特約を付帯していなかった場合で、下表のすべてに該当するときは、本特約

の中途付帯により、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料を保証会社払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1) から (5) の規定を準用します。

①	保険契約者から当社に書面等により、保険料払込方法を保証会社払の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。
③	保険契約者が保証会社との間で、保険料を含む料金等の保証委託契約を締結していること

第3条（保険料返還の特則）

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定により、当社が保険契約者に保険料を返還する場合は、当社は、保証会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第2条(保険料の払込方法等) (4) の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に支払った場合および保険契約者が保証会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料を返還します。

第4条（領収証の不交付）

当社は、保険契約者から保証会社払の方式により保険料を受領した場合には、当社所定の領収証を交付しません。

第5条（保証会社払以外の払込方法への変更）

本特約が付帯されている場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料を、当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、保証会社払いの方式を含みません。

①	保険契約者から当社に書面等により、保証会社払以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当社がこれを承認する場合
②	第2条（保険料の払込方法等） (5) の規定に基づき当社が保証会社払の方式による払込みを承認しない場合

第6条（更新契約の保険料）

第1条（適用条件）から第5条（保証会社払以外の払込方法への変更）までの規定は、更新契約の保険料についても適用します。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

インターネット通信販売に関する特約

第1条（インターネット通信による保険契約の申込み）

この特約により、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約申込みの意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。

第2条（保険契約の申込—保険料のクレジットカード払込方式）

クレジットカード払特約を付帯して、この特約により保険契約の申込みをする場合は、以下に示す方法により行うものとします。

- ① 当会社は、第1条（インターネット通信による保険契約の申込み）の申込意思の表示を受けた場合、保険契約の契約条項のうち重要な事項（以下この特約において「重要事項」といいます。）を、契約情報登録画面に表示するものとします。ただし、当会社の代理店から書面にて重要事項の説明を受けている場合については、この限りではありません。
- ② 保険契約申込者は、重要事項を確認および同意したうえで契約情報登録画面に定められた必要な事項を入力し、所定の期間内に当会社へ返信するものとします。
- ③ （ア）当会社は、保険契約申込者によって保険料のクレジットカード払に必要な事項が入力された後、速やかにクレジットカードの有効性を確認することとします。
（イ）（ア）によりクレジットカードの有効性が確認されたときをもって、保険料が払い込まれたものとします。
- ④ 当会社は、①から③までの規定による保険契約の申込受付が完了した場合、保険契約者に対し申込受付完了の旨を電子メールにて通知するものとします。

第3条（保険契約の申込—クレジットカード払込方式以外の保険料払込方式）

- （1）第2条（保険契約の申込—保険料のクレジットカード払込方式）以外の保険料払込方式で保険の申込みをする場合は、当会社、当会社の代理店または紹介店において本人確認を行ったうえで、当該代理店または紹介店より保険契約申込者に対し、第1条（インターネット通信による保険契約の申込み）の申込意思の表示に必要な通信手段等の情報を通知することとします。
- （2）当会社は、第1条（インターネット通信による保険契約の申込み）の申込意思の表示がなされた場合、重要事項を契約情報登録画面に表示するものとします。ただし、当会社の代理店から書面にて重要事項の説明を受けている場合については、この限りではありません。
- （3）保険契約申込者は、重要事項を確認および同意したうえで契約情報登録画面に定められた必要な事項を入力し、所定の期間内に当会社へ返信するものとします。
- （4）当会社は、（3）の必要事項の返信がなされた場合、保険契約申込者に対し、電子メールにより保険料の支払方法を通知するものとします。
- （5）当会社は、保険料の払込みが確認された場合、保険契約者に対し保険契約の申込受付完了の旨を電子メールにより通知するものとします。

第4条（承諾通知）

本特約による保険契約の申込みを承諾する場合、当社は、保険期間の初日までに当会社所定の保険契約証画面を表示することをもって、承諾通知とします。

第5条（当会社への告知および通知）

保険契約者または被保険者は、普通保険約款第2章第1節第9条（告知義務）および第10条（通知義務）に規定する告知または通知を、通信手段により行うことができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

クレジットカード払特約

第1条（適用条件）

この特約は、保険契約の締結の際に、下表のすべてに該当する場合に適用され、この場合、クレジットカード決済により保険料を払い込むものとします。

①	保険契約者から本特約による保険料払込みの申出がある場合
②	当社が①の申し出を承認する場合

第2条（保険料の払込方法等）

- (1) 当社が保険料の払込に関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は（1）の規定は適用しません。

①	当社が、クレジットカード会社からその払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続きが行われない場合

- (3) (2)の表①の、当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、かつ保険契約者がクレジットカード会社に対して保険料相当額を払い込んでいない場合は、当社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- (4) 当社がクレジットカード会社から払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料については、当社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。
- (5) 保険契約締結時に本特約を付帯していなかった場合で、下表のすべてに該当するときは、本特約

の中途付帯により、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1) から (4) の規定を準用します。

①	保険契約者から当社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。

第3条（領収証の不交付）

当社は、保険契約者からクレジットカード決済により保険料を受領した場合には、当社所定の領収証を交付しません。

第4条（クレジットカード払以外の払込方法への変更）

本特約が付帯されている場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料を、当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、クレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当社に書面等により、クレジットカード払以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当社がこれを承認する場合
②	第2条（保険料の払込方法等）(4) の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合

第5条（更新契約の保険料）

第1条（適用条件）から第4条（クレジットカード払以外の払込方法への変更）までの規定は、更新契約の保険料についても適用します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

休業損害補償特約

用語の定義

この特約において使用される用語は、普通保険約款の「用語の定義」に規定するほか、次表のとおりとします。

用語	定義
保険証券等	保険契約証、保険証券および保険契約更新証をいいます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時まで必要とされた期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間

	を超えないものとし、かつ、いかなる場合も、30日間を超えないものとし ます。
休業日数	復旧期間内の休業日数（定休日を除きます。）をいいます。

第1条（適用条件）

この特約は、保険証券等にこの特約を適用する旨記載されている場合に、適用されます。

第2条（休業損害保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1章第1条（この条項の補償内容）（1）のいずれかの事故により損害保険金が支払われる場合、それぞれの事故によって普通保険約款第2条（保険の対象）に定める保険の対象の設備、装置、什器・備品が損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。以下同様とします。）を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失（以下「損失」といいます。）に対して、この特約に従い、休業損害保険金を支払います。

第3条（休業損害保険金の支払額）

- （1）当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故について、次の①および②によって算出した額の合計額とします。
- ① 3万円に休業日数を乗じて得た額
 - ② 休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用（損害を受けた保険の対象を復旧するために通常要する費用および普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）（9）に規定する損害防止費用を含みません。以下「休業日数短縮費用」といいます。）の額。ただし、休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数に3万円を乗じて得た額を限度とします。
- （2）普通保険約款第1章第1条（この条項の補償内容）（1）の④または⑤の事故により損害を受けた結果生じた損失に対して保険金を支払う場合には、（1）①の「休業日数」を「休業日数から3日を控除した日数」に読み替えて（1）①の規定を適用します。
- （3）前各項の規定にかかわらず、1回の事故につきこの保険契約で支払われるべき他の保険金との合計額が総支払限度額1,000万円を超える場合は、それぞれの保険金は、総支払限度額をそれぞれの支払われるべき保険金で比例配分した額とします。

第4条（休業損害保険金を支払わない場合）

- （1）当社は、次の各号のいずれかに該当する事由による損害を受けた結果生じた損失に対しては、休業損害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人が所有（注2）または運転（注3）する車両またはその積載物の衝突または接触
 - ② 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - ③ 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除き

ます。

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、休業損害保険金を支払いません。

- ① 国または公共機関による法令等の規制
- ② 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害

(注1) 保険契約者または被保険者が法人等（個人事業者を含みます。）であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注3) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、各特約の条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

小売店特約

用語の定義

この特約において使用される用語は、普通保険約款の「用語の定義」に規定するほか、次表のとおりとします。

用語	定義
小売業務	主として個人用または家庭用消費のために商品を販売する業務および主として産業用使用者に少量または少額に商品を販売する業務をいいます。
販売物	被保険者が対象施設において販売または提供し、かつ被保険者の占有を離れた財物をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。
保険証券等	保険契約証、保険証券および保険契約更新証をいいます。
対象施設	被保険者が業務を行うために借用している施設で、保険証券等上に記載されている保険の対象を収容する施設をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

被害者	第 7 条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の事故により被害を受けた他人（注）をいいます。 （注）被保険者以外の者をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であつて、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 （注）被保険者または被害者が医師である場合は、これらの者以外の医師をいいます。

第 1 条（適用条件）

この特約は、被保険者が借用施設で小売業務を運営する事業者で、保険証券等にこの特約を適用する旨記載されている場合に、適用されます。

第 2 条（商品・製品保険金を支払う場合）

（1）当社は、普通保険約款第 1 章第 2 条（保険の対象）（2）⑨の規定にかかわらず、対象施設内に收容されている被保険者の所有・使用・管理する商品・製品（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材その他これらに類する物をいいます。以下、この特約において同様とします。）を保険の対象として普通保険約款及びこの特約を適用します。ただし、普通保険約款第 1 章第 2 条（保険の対象）（2）①から⑧または⑩から⑪のいずれかに該当する商品・製品は、保険の対象に含まれません。

（2）当社は、普通保険約款に従い、普通保険約款第 1 章第 1 条（この条項の補償内容）（1）の事故によって商品・製品について生じた同条（2）の損害（注）に対して、商品・製品保険金を支払います。

（注）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

第 3 条（商品・製品保険金の支払額）

（1）普通保険約款第 1 章第 1 条（この条項の補償内容）（2）①から④および⑥から⑨の損害が生じた場合、商品・製品保険金として支払う額は、再仕入価額（注 1）によって定めた損害の額とします。ただし、1 回の事故につき商品・製品保険金額を限度とします。

（2）普通保険約款第 1 章第 1 条（この条項の補償内容）（2）⑤の水災による損害が生じた場合、商品・製品保険金として支払う額は、再仕入価額（注 1）によって定めた損害の額とします。ただし、1 回の事故につき商品・製品保険金額（注 2）の 5%に相当する額を限度とします。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、1 回の事故につきこの保険契約で支払われるべき他の

保険金との合計額が総支払限度額1,000万円を超える場合は、それぞれの保険金は、総支払限度額をそれぞれの支払われるべき保険金で比例配分した額とします。

(注1) 被保険者が所有権を有しない商品・製品については、その再取得価額または所有者に対して負担する損害賠償額とします。

(注2) 商品・製品保険金額が保険の対象の再仕入価額を超えるときは、保険の対象の再仕入価額とします。

第4条（商品・製品保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第1章第5条（保険金をお支払いしない場合）（1）の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、商品・製品保険金を支払いません。
 - (2) 当社は、普通保険約款第1章第5条（保険金をお支払いしない場合）（2）の各号のいずれかの事由によって生じた損害（注）に対しては、商品・製品保険金を支払いません。
 - (3) 当社は、普通保険約款第1章第1条（この条項の補償内容）（1）⑨の事故が発生した場合において、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、商品・製品保険金を支払いません。
 - ① 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
 - ② 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害（不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。）
 - ③ 普通保険約款第1章第1条（この条項の補償内容）（1）①から⑧のいずれかに該当する事故の際における保険の対象の紛失または盗取による損害
 - ④ 保険の対象の納入者等、被保険者以外の者が、被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
 - ⑤ 保管場所の営業時間外において、耐火定置式金庫（手提げ金庫等の可動式を除きます。）外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- (注) これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (4) 当社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、商品・製品保険金を支払いません。
 - ① 電力の停止または異常な供給により、商品・製品のみに生じた損害
 - ② 保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって起こった温度変化のために生じた損害

第5条（臨時費用保険金の取り扱い）

- (1) 当社は、第2条（商品・製品保険金を支払う場合）第2項の規定により商品・製品保険金が支払われる場合は、普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）（5）の規定中「損害保険金が支払われる場合」を「商品・製品保険金が支払われる場合」に読み替えて同項の規定を適用し、臨時費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、前項の規定によって支払う臨時費用保険金の支払額について、普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）（5）の規定中「損害保険金の30%」を「損害保険金および商品・製品保険金の合計額の30%」に読み替えて、同項の規定を適用します。

- (3) 第4条（商品・製品保険金を支払わない場合）の規定は、この条における臨時費用保険金についても準用します。

第6条（残存物取片付け費用保険金の取り扱い）

- (1) 当社は、第2条（商品・製品保険金を支払う場合）第2項の規定により商品・製品保険金が支払われる場合は、普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）（6）の規定中「第1条（この条項の補償内容）（2）①から④までおよび⑥から⑧までの損害保険金が支払われる場合」を「第2条（商品・製品保険金を支払う場合）（2）に規定するいずれかの事故により商品・製品保険金が支払われる場合」に読み替えて、同条の規定を適用します。
- (2) 当社は、前項の規定によって支払う残存物取片付け費用保険金の支払額について、普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）（6）の規定中「損害保険金の10%」を「損害保険金および商品・製品保険金の合計額の10%」に読み替えて、同条の規定を適用します。
- (3) 第4条（商品・製品保険金を支払わない場合）の規定は、この条における残存物取片付け費用保険金についても準用します。

第7条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1章第5条（保険金をお支払いしない場合）（4）⑫および⑬の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、生産物賠償責任保険金を支払います。

- ① 販売物に起因して、保険期間中に日本国内で生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ② 被保険者が行った小売業務の結果に起因して、業務の終了（注）または放棄の後、保険期間中に日本国内で生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- （注）販売物の引渡しを要する場合は引渡し後とします。

第8条（生産物賠償責任保険金の支払額）

- (1) 当社は、1回の事故につき、次の各号に掲げる金額の合計額を第7条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の生産物賠償責任保険金として支払います。ただし、生産物賠償責任保険金額を限度とします。
- ① 損害賠償金
被保険者が支払うべき損害賠償金（注1）の額
- ② 第7条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の生産物賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）（10）②から⑤までに規定する費用
- ③ 第7条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の生産物賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における被保険者が負担した緊急措置費用（注2）（第7条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）に規定する事故によって生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊を引き起こした当該販売物を回収するために要した費用を含みます。）
- (2) 第1項の規定にかかわらず、1回の事故につきこの保険契約で支払われるべき他の保険金との合

計額が総支払限度額1,000万円を超える場合は、それぞれの保険金は、総支払限度額をそれぞれの支払われるべき保険金で比例配分した額とします。

(3) 当社が第1項の規定により生産物賠償責任保険金を支払う場合は、契約年度ごとに生産物賠償責任保険金を通算して1,000万円を限度とします。

(注1) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価値をこれから差し引くものとします。

(注2) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当社の書面等による同意を得て支出した費用をいいます。

第9条（生産物賠償責任保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、直接または間接的である場合を問わず、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、生産物賠償責任保険金を支払いません。

- ① 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為、その他これらに類似の事変、暴動
- ③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 排水または排気。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑥ 保険契約者、被保険者（注3）またはこれらの者の法定代理人の故意

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、生産物賠償責任保険金を支払いません。

- ① 販売物の性質もしくは欠陥または仕事の欠陥によるその販売物または仕事の目的物の損壊自体（注4）に基づく損害賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して販売もしくは引き渡した販売物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害賠償責任
- ④ 直接または間接的である場合を問わず、販売物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮できなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、販売物の本来意図しなかった悪影響によって事故を発生させた場合を除きます。
- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

- ⑦ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 (注1) 使用済燃料を含みます。
 (注2) 原子核分裂生成物を含みます。
 (注3) 保険契約者または被保険者が法人等であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます (以下同様とします。)
 (注4) 販売物または仕事の目的物の一部の性質もしくは欠陥によるその販売物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。

第10条 (医薬品の取り扱い)

- (1) 当社は、販売物が医薬品等である場合にかぎり、第7条 (生産物賠償責任保険金を支払う場合) 第1項に規定する事故が発生したときにおいて、その事故の発生時点を客観的に把握することができないときは、被害者が被保険者に対する損害賠償請求の事由とした症状について最初に医師の診断を受けた時をもって、事故が発生したものとみなします。
- (2) 当社は、直接または間接的である場合を問わず、次の各号のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、生産物賠償責任保険金を支払いません。
 - ① 医薬品等としての製造承認または輸入承認の取得のために実施される臨床試験に供するものに起因する賠償責任
 - ② 人体薬であると動物薬であるとを問わず、妊娠関係薬 (注)、妊娠促進剤またはこれらと同一の効能を主たる目的とする医薬品等に起因する賠償責任
 - ③ DES (ジエチルスチルベストロール系製剤) に起因する賠償責任
 - ④ クロラムフェニコール系製剤による聴力障害、アミノグリコサイド系製剤による聴力障害、筋肉注射による筋拘縮症、キノホルムによるスモン、経口血糖降下剤による低血糖障害に起因する賠償責任
 - ⑤ 後天性免疫不全症候群 (AIDS) に起因するすべての身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑥ Lトリプトファン、体内移植用シリコーンに起因する身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑦ トリアゾラムに起因する身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑧ 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくは疾病に起因する賠償責任
 (注) 経口避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤等をいいます。

第11条 (人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者の小売業務に起因して、保険期間中に生じた次の各号のいずれかに該当する不当行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、人格権侵害賠償責任保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第12条（人格権侵害賠償責任保険金の支払額）

- (1) 当社は、1回の事故につき、次の各号に掲げる金額の合計額を第11条（人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合）の人格権侵害賠償責任保険金として支払います。ただし、人格権侵害賠償責任保険金額を限度とします。
- ① 損害賠償金
被保険者が支払うべき損害賠償金（注1）の額
 - ② 第11条（人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合）の人格権侵害賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）(10) ②から⑤までに規定する費用
 - ③ 第11条（人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合）の人格権侵害賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における被保険者が負担した緊急措置費用（注2）
- (2) 第1項の規定にかかわらず、1回の事故につきこの保険契約で支払われるべき他の保険金との合計額が総支払限度額1,000万円を超える場合は、それぞれの保険金は、総支払限度額をそれぞれの支払われるべき保険金で比例配分した額とします。
- (注1) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価値をこれから差し引くものとします。
- (注2) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当社の書面等による同意を得て支出した費用をいいます。

第13条（人格権侵害賠償責任保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、人格権侵害賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者の心神喪失または指図
 - ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは販売物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害
 - ④ 仕事の完成（注1）または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害（注2）
- (2) 当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、人格権侵害賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任
 - ② 直接または間接的である場合を問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して生じた不当行為に起因する損害賠償責任
 - ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害賠償責任

- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者によってまたは被保険者の了解もしくは同意によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償責任。ただし、過失であった場合を除きます。
 - ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ⑧ 騒じょうまたは労働争議に起因する損害賠償責任
- (注1) 仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しとします。
- (注2) 被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害を除きます。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、各特約の条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

飲食店特約

用語の定義

この特約において使用される用語は、普通保険約款の「用語の定義」に規定するほか、次表のとおりとします。

用語	定義
飲食業務	主として食料品や飲料等をその場所で飲食させる業務および主として持ち帰り飲食する目的で食料品や飲料等を販売する業務をいいます。
生産物	被保険者が対象施設において製造、販売または提供し、かつ被保険者の占有を離れた財物をいいます。これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。
保険証券等	保険契約証、保険証券および保険契約更新証をいいます。
対象施設	被保険者が業務を行うために借用している施設で、保険証券等に記載されている保険の対象を収容する施設をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
被害者	第2条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の事故により被害を受けた他人（注）をいいます。 （注）被保険者以外の者をいいます。

損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
重度後遺障害	後遺障害のうち別表に記載するものをいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 （注）被保険者または被災者が医師である場合は、これらの者以外の医師をいいます。

第1条（適用条件）

この特約は、被保険者が借用施設で飲食業務を行う事業者で、保険証券等にこの特約を適用する旨記載されている場合に、適用されます。

第2条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）

（1）当社は、普通保険約款第1章第5条（保険金をお支払いしない場合）（4）⑫および⑬の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、生産物賠償責任保険金を支払います。

- ① 生産物に起因して、保険期間中に生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ② 被保険者が行った飲食業務の結果に起因して、業務の終了（注）または放棄の後、保険期間中に生じた他人の身体の障害または他人の財物の損壊

（2）（1）において、被保険者の法律上の損害賠償責任の負担が、被害者の身体の障害に起因する場合には、その被害者が事故の日から180日以内に、第3条（2）のいずれかの状態となった場合に限り、生産物賠償責任保険金を支払います。

（注）仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しとします。

第3条（生産物賠償責任保険金の支払額）

（1）当社は、1回の事故につき、次の各号に掲げる金額の合計額を第2条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の生産物賠償責任保険金として支払います。ただし、生産物賠償責任保険金額を限度とします。

- ① 損害賠償金

被保険者が支払うべき損害賠償金（注1）の額

② 第2条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の生産物賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）(10) ②から⑤までに規定する費用

③ 第2条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の生産物賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における被保険者が負担した緊急措置費用（注2）

(2) (1)の規定にかかわらず、当社は、第2条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）(2)に規定する保険金支払事由に該当した場合には、1回の事故につき被害者1名について、次表に記載する金額を第2条（生産物賠償責任保険金を支払う場合）の生産物賠償責任保険金として支払います。

区分	支払額
被害者が死亡した場合	50万円
被害者が重度後遺障害を被った場合	50万円
被害者が入院した場合	10万円限度
被害者が通院した場合	3万円限度

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、1回の事故につきこの保険契約で支払われるべき他の保険金との合計額が総支払限度額1,000万円を超える場合は、それぞれの保険金は、総支払限度額をそれぞれの支払われるべき保険金で比例配分した額とします。

(4) 当社が(1)および(2)の規定により生産物賠償責任保険金を支払う場合は、契約年度ごとに生産物賠償責任保険金を通算して1,000万円を限度とします。

(注1) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価値をこれから差し引くものとします。

(注2) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当社の書面等による同意を得て支出した費用をいいます。

第4条（生産物賠償責任保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、直接または間接的である場合を問わず、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、生産物賠償責任保険金を支払いません。

① 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為、その他これらに類似の事変、暴動

③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 排水または排気。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑥ 保険契約者、被保険者（注3）またはこれらの者の法定代理人の故意

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、生産物賠償責任保険金を支払いません。

- ① 生産物の性質もしくは欠陥または仕事の欠陥によるその生産物または仕事の目的物の損壊自体（注4）に基づく損害賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害賠償責任
- ④ 生産物もしくは仕事の目的物またはこれらがその一部を構成する財物の回収措置に要する費用（注5）およびこれらの回収措置に起因して被保険者の被る損害賠償責任
- ⑤ 直接または間接的である場合を問わず、生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮できなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、生産物の本来意図しなかった悪影響によって事故を発生させた場合を除きます。
- ⑥ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

(注1) 使用済燃料を含みます。

(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

(注3) 保険契約者または被保険者が法人等（個人事業者を含みます。）であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます（以下同様とします。）。

(注4) 生産物または仕事の目的物の一部の性質もしくは欠陥によるその生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。

(注5) 被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否とを問いません。

第5条（食中毒見舞保険金を支払う場合）

当社は、対象施設における食中毒の発生（注）または対象施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生した場合もしくはその疑いがある場合において、行政機関による施設の営業の禁止、停止その他の処置により、対象施設の営業が休止した場合、食中毒見舞保険金を支払います。

（注）食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

第6条（食中毒見舞保険金の支払額）

- (1) 当社は、1回の事故につき、営業休止期間（注）1日あたり20万円を第5条（食中毒見舞保険金を支払う場合）の食中毒見舞保険金として支払います。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。
 - (2) 第1項の規定により食中毒見舞保険金を支払う場合は、契約年度ごとに食中毒見舞保険金を通算して100万円を限度とします。
 - (3) 第1項の規定にかかわらず、1回の事故につきこの保険契約で支払われるべき他の保険金との合計額が総支払限度額1,000万円を超える場合は、それぞれの保険金は、総支払限度額をそれぞれの支払われるべき保険金で比例配分した額とします。
- （注）事故の発生した時を含む日の午前0時から24時間を経過した時以降の休業日数により、保険金を算出するものとします。ただし、定休日を除きます。

第7条（食中毒見舞保険金を支払わない場合）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、食中毒見舞保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者の故意により食中毒が発生した場合。
- ② 厚生労働省が規定する食品、添加物等の規格基準第1食品のB食品一般の製造、加工および調理基準の9に違反し、食中毒が発生した場合。

第8条（人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合）

当社は、被保険者の飲食業務に起因して、保険期間中に生じた次の各号のいずれかに該当する不当行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、人格権侵害賠償責任保険金を支払います。

- ① 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第9条（人格権侵害賠償責任保険金の支払額）

- (1) 当社は、1回の事故につき、次の各号に掲げる金額の合計額を第8条（人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合）の人格権侵害賠償責任保険金として支払います。ただし、人格権侵害賠償責任保険金額を限度とします。
 - ① 損害賠償金
被保険者が支払うべき損害賠償金（注1）の額
 - ② 第8条（人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合）の人格権侵害賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における普通保険約款第1章第6条（支払保険金の計算）(10)②から⑤までに規定する費用
 - ③ 第8条（人格権侵害賠償責任保険金を支払う場合）の人格権侵害賠償責任保険金を支払うべき損害が発生した場合における被保険者が負担した緊急措置費用（注2）

(2) 第1項の規定にかかわらず、1回の事故につきこの保険契約で支払われるべき他の保険金との合計額が総支払限度額1,000万円を超える場合は、それぞれの保険金は、総支払限度額をそれぞれの支払われるべき保険金で比例配分した額とします。

(注1) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価値をこれから差し引くものとします。

(注2) 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用およびあらかじめ当会社の書面等による同意を得て支出した費用をいいます。

第10条（人格権侵害賠償責任保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、人格権侵害賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の心神喪失または指図
- ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ③ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ借用施設外にあるその他の財物に起因する損害
- ④ 仕事の完成（注1）または放棄の後に生じた仕事の結果に起因する損害（注2）

(2) 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、人格権侵害賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任
- ② 直接または間接的である場合を問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して生じた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者の了解もしくは同意によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償責任。ただし、過失であった場合を除きます。
- ⑥ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑧ 騒じょうまたは労働争議に起因する損害賠償責任

(注1) 仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しとします。

(注2) 被保険者の仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害を除きます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、各特約の条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

【別表】 重度後遺障害

区分	後遺障害の内容
第1級	① 両眼が失明したもの ② そしゃくおよび言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとし、）が0.02以下になったもの ② 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ② そしゃくまたは言語の機能を廃したものの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。）